

第6回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で
語尾等を一部修正しました。

○開催日時：平成21年2月19日(木) 午前10時から正午まで

○開催場所：山口県議会第一特別委員会室

(事務局)

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから山口県人権施策推進審議会の第6回の会議を開催させていただきます。最初に、審議会の開催にあたりまして、環境生活部長がごあいさつを申し上げます。

(環境生活部長)

皆さま、おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。大変お忙しい中、皆さま方には当審議会に御出席、誠にありがとうございます。

さて、御案内のとおり、本県におきましては、平成14年の3月に策定いたしました「山口県人権推進指針」に基づきまして、社会情勢の変化に呼応した人権施策を推進するために、本審議会からの答申を踏まえまして、平成19年の6月に指針の一部改定を行いました。市町等の関係機関と連携しながら、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の位置づけにおきまして、人権施策の推進に現在一生懸命取り組んでいるところでございます。

この取組の一貫といたしまして、県民の人権に関する意識状況を把握し、今後の人権行政を推進する上での基礎資料とすることを目的といたしまして、人権に関する県民意識調査を実施いたしましたので、本日、その結果を御報告させていただくこととしております。調査結果につきましては、「山口県人権推進指針」の終期が平成22年度の末となっておりますので、平成23年度以降の新しい指針の策定作業を進める中で活用してまいりたいというふうに考えております。

今後とも、総合的な人権施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、委員の皆さま方には引き続き御支援・御協力をお願い申し上げますと共に、それぞれのお立場からの忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日は、ひとつよろしく願いいたします。

(事務局)

それではここで、本日の会議の成立状況について御報告を申し上げます。

本日は18名の委員中現在16名の委員さんが御出席でございますので、委員の過半数を超えておりますので、審議会規則第5条の規定によりまして、本日の会議が成立することを御報告を申し上げます。

それでは議事に入ります前に、まず本日の配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。配付資料といたしましては、審議会の次第、それから委員名簿、幹事名簿、それから配席表、それから輪ゴムでくくってあると思っておりますけれども、参考配付資料と

いたしまして、山口県男女共同参画基本計画、これは概要版と詳細版の2種類でございます。それと健康やまぐち21計画、山口県がん対策推進計画、山口県自殺総合対策計画、山口県工賃倍増計画。それ以外に、実は先般、人権に関する県民意識調査の実施報告書を各委員さんの方に事前にお送りさせていただきまして、本日各委員さんに御持参いただくようお願いいたしておりますけれども、各委員さんお持ちでいらっしゃいますでしょうか。もし、お持ちでない委員さんがいらっしゃいましたらお知らせいただけたらと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条の規定によりまして、議事は会長が進行することとなっておりますので、以後の議事進行について会長さんよろしくお願いいたします。

(議長)

おはようございます。それでは議事に入らせていただきます。本日の審議の終了予定と申しましょうか、一応、最長正午ということを予定しております。本日の次第は、既にもうお手元にお届けしているかと思いますが、議題2件、そしてその他1件あるようでございます。基本的に、報告に関わる審議ということになろうかと思いますが、どうぞ皆さま方、精力的な御審議をお願い申し上げます。

それでは議題1でございますけれども、前回報告のありました人権に関する県民意識調査について、事務局から実施結果の報告を受けたいと思います。事務局、お願いいたします。

(人権対策室次長)

皆さん、おはようございます。それでは私の方から議題1の人権に関する県民の意識調査の実施結果について御説明させていただきます。大変恐縮ですが、座らせて御説明をさせていただきます。お手元の人権に関する県民意識調査、平成20年度意識調査結果報告書というのをお配りしておりますけれども、それを御覧をいただきながら御説明に入らせていただきたいと思います。委員の皆さま方におかれましては、内容につきましては既にお送りしておりますし、お読みいただいているというふう存じております。従いまして、概要について御説明をさせていただけたらと思います。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。調査の概要でございますけれども、この調査は、県民の人権に関する意識を把握をいたしまして、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とすることを目的といたしまして、本県で初めて実施をいたしましたものでございます。次に、調査項目でございますが、これにつきましては、山口県人権推進指針に掲げております、10の個別の人権課題に加えまして、人権一般、それから県の人権に関する取組、そのための条件整備、さらには、今後取り組むべき人権課題を取り上げております。続いて調査方法でございます。県内の全域を調査の対象地域といたしまして、8つの広域生活圈ごとに500本の標本を割り当てまして、県内に居住する20歳以上の者を対象といたしまして、住民基本台帳から4000人を無作為抽出法により抽出をいたしまして、調査表を郵送し、調査期限前に一度の督促を行って報告書の回収をいたしたところでございます。その結果、調査期限の昨年9月末までに2316通の回答が寄せられております。従いまして、回収率は、お示しておりますように、58.3%となっております。この数字につきましては、県が行っております世

論調査や他のアンケート調査に比較いたしまして、かなり高い数値ではないかというふうに理解をしております、県民の皆さま方の人権に対する意識の高さを表しているというふうに言えるのではないかと思います。

続いて2ページを御覧をいただきたいと思います。そこに広域圏ごと、まず上の方に、広域生活圏ごとの回収状況をお示ししておりますが、岩国、下関、長門の3地域が50%をわずかに下回っておりますが、それ以外の地域につきましては、50%を超えております。中でも、周南地域が55.4%と最も高い回収率となっております。

それから3ページを御覧をいただきたいと思います。3ページから4ページにかけては、調査の属性ということでお示しをしております。まず、性別について見てみますと、女性の方の割合が約55%と半数を超えておまして、男性の40%を大きく上回っております。次に、年齢別に見てみますと、70歳以上の方の割合が約25%と最も高くなっております。若年層に比べ、年齢が高なるに従って高い割合となっております。これは、男性、女性を問わず、同様の傾向がうかがわれるところであります。それでは、4ページを御覧をいただきたいと思います。次に、職業別に見てみますと、その他という項目がございますが、それを除きますと、民間にお勤めの方の割合が17.9%と最も高くなっております。次いで、主婦の16.3%、ちなみに、教職員や保健医療福祉関係従事者、公務員につきましては、その合計で10.2%というふうになっております。以上、調査の概要について御説明をさせていただきました。

続きまして、調査結果について、その概要を説明をさせていただきます。資料の5ページからが個々の設問に対する回答内容についての分析をお示ししておりますが、限られた時間でもございますので、県全体の傾向についてだけ御説明をさせていただきたいと思います。記述は、広域生活圏別、それから性・年齢別、職業別というふうに分析をしておりますけれども、全体の傾向について御説明をさせていただきます。

まず5ページでございますけれども、基本的人権に関する認知度につきましては、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることを知っているという回答した人の割合は85%となっております。この数字は、平成19年に内閣府が実施をしております全国調査がございますけれども、この時の数値が77.8%でございますので、これと比較しましても、本県の県民の皆さま方の意識の割合は7.2ポイント高くなっております。

次に、8ページを御覧をいただきたいと思います。関心のある基本的人権でございますけれども、これにつきましては、8つの基本的人権の中で、自由権、平等権、生存権、この3項目が50%を上回っておりまして、他の項目に比べて高い数値を示しております。ここで、大変事務局のミスで恐縮でございますけれども、9ページの一番下の行でございますが、訂正をお願いいたしたいと思います。60歳から69歳が79.9%。50から59歳が78.3%で約9割と書いておりますけれども、単純ミスでございます、8割でございますので、御訂正をお願いできたらと思います。

それでは、次に、11ページを御覧をいただきたいと思います。山口県人権推進指針の周知度についてでございます。指針を「知っている」と回答した人の割合は約2割でございます、「知らない」と回答した人の割合が7割を超えております。このことは、指針の周知度が十分でないということを示しているというふうに考えております。

次に、14ページを御覧をいただきたいと思います。指針を知ったきっかけについてでございますけれども、「県、市町の広報誌」と回答した人の割合は7割を超えておりま

して、圧倒的に高い比率となっております。その他、2割を超える人が「研修会や講習会」、あるいは、「人権に関するイベント」というふうに回答をいただいております。

次に、17ページを御覧をいただきたいと思っております。指針の内容に関する感想についてでございます。内容について、「共感できる」という割合が41%、「わかりやすい」が14.6%で、この2つの回答を合わせますと、5割を超える人が御理解をいただいておりますけれども、その一方で、17.6%の人が「難しくわかりにくい」というふうな回答をいただいております。

それから、20ページを御覧をいただきたいと思っております。今の山口県は人権が尊重された県になっていると思うかという質問に対しましては、「どちらとも言えない」と回答した人の割合は、「そう思う」と回答した人の割合18.1%を大きく上回らして、4割を超えております。

次に、23ページを御覧ください。人権を侵害された経験でございますけれども、「ない」と答えた人の割合が58.5%となっております、「ある」と答えた人の割合21.2%を大きく上回り、「わからない」が19%となっております。

次に、26ページを御覧をいただきたいと思っております。人権侵害の内容についてでございますけれども、「名誉き損、侮辱」、これが37.9%と最も多くなっております。「地域や職場での仲間はずれ」、あるいは、「公的機関や企業団体による不当な扱い」、「差別待遇」、そういった項目につきましては、2割から3割の率となっております。

次に、31ページを御覧をいただきたいと思っております。人権を侵害された際の対処法といたしましては、「黙ってがまんした」が60%を超え、最も高くなっております。「相手に抗議した」、「親しい友達に相談した」が25%前後となっておりますが、その一方で、「県、あるいは市の担当部署」、「警察」、「弁護士」などの公的機関に相談したという割合が低くなっている状況でございます。

以上が人権全般にかかわる設問でございますけれども、次に、個別の人権課題について御説明を、34ページ以降させていただきたいと思っておりますけれども、ここで、一つお断りというか御理解いただきたいと思うことがございますので、御報告申し上げます。お示ししている資料にはですね、個別の人権課題につきましては、広域生活圏別からの分析を記述をしておりますけれども、個別の人権課題につきましても、ただいままで御説明いたしましたように、報告書の内容をよりよく御理解をしていただくという観点からすると、まず、県全体の傾向をお話しをいたしまして、それから広域生活圏別、性年齢別、職業別と、そういう分析した記述とするようにした方がいいというふうに考えておりますので、そのような形に改めたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。また、もう1点は、お示しをしております広域生活圏別、性年齢別、職業別のグラフにつきましては、個別の人権課題を通じて概ね上限が80%としたグラフをお示しをしておりますけれども、中には1部に60%であるもの、あるいは50%であるものが混在をいたしております。これにつきましても統一的な見方をさせていただくという観点から、統一した上限のパーセンテージに改めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それでは、以下、人権課題ごとに県全体の傾向について御説明を続けさせていただきます。まず、34ページの女性に関する人権上の問題点についてでございます。「男女の固定的な役割分担意識の押しつけ」が4割を超えておまして最も高く、次いで、「職場における差別待遇」となっております。「売春買春」、「配偶者に対する暴力」、「女性

の水着を使用した広告」などや「セクハラ」、こういったものについては、2割前後の割合となっております。

次に38ページを御覧をいただきたいと思います。子どもに関する人権上の問題点につきましては、「成績だけを気にする保護者」が4割を超える割合を示していますほか、「児童虐待」、「児童買春」、「いじめ」、「養育に無関心な保護者」、「親の考えを押しつける保護者」が35%を超える割合となっております。

続いて、42ページを御覧ください。高齢者に関する人権上の問題点につきましては、「高齢者が被害者となる犯罪の増加」が6割近い高い割合を示しておりまして、「経済的な自立の困難性」や「働ける能力発揮の場のないこと」などが高い割合を示しております。

次に、47ページを御覧ください。障害のある人に関する人権上の問題点につきましては、「障害についての理解不足」が56.4%と最も高くなっております。次いで、「働ける場所などが少ないこと」が高くなっておりまして、「差別的な言動」や「職場などでの不利な扱い」、「利用の不便性」が2割を超える割合となっております。

続きまして、52ページを御覧ください。同和問題に関する人権上の問題点についてでございます。「偏見が残っていること」が56.3%と最も高くなっております。次いで、「結婚問題」が27.6%、「差別的な言動」が19.4%となっております。次に、55ページを御覧をいただきたいと思います。同和問題の解決に必要なことにつきましては、「人権教育、啓発広報活動の推進」、あるいは、「自由な意見交換ができる環境づくり」が3割前後の割合となっております。次いで、「相談支援体制」、「えせ同和行為の排除」という形になっております。

続いて、58ページを御覧をいただきたいと思います。外国人に関する人権上の問題点につきましては、「日常生活に必要な情報が得にくいこと」が5割を超えておりまして、次いで、「言葉や習慣の違い」が4割と高くなっております。

次に、61ページを御覧をください。感染症患者等に関する人権上の問題点につきましては、「治療や入院を断る」、「薬害の被害を被る」、あるいは、「差別的な言動」が3割前後の割合となっておりまして、「職場などでの不利な扱い」も2割程度の割合となっております。

次に、64ページを御覧ください。ハンセン病問題に関する人権上の問題点につきましては、「療養所以外での自立生活の困難さ」が4割を超えて高くなっております。「差別的な言動」や「地域社会での理解の不十分さ」、そういったものにつきましては3割程度の割合となっております。

次に、67ページを御覧ください。罪や非行を犯した人に関する人権上の問題点につきましては、「誤った認識や偏見」が6割を超える高い割合を示しておりまして、「職場などでの不利な扱い」も4割を超える割合を示しております。

次に、70ページを御覧ください。プライバシーの保護に関する人権上の問題点につきましては、「ダイレクトメールや訪問勧誘」、それと「個人情報の不正な取扱い」などが65%を超える高い割合を示していますほか、「インターネットからの個人情報の流出」が35%の割合を示しております。

次に、73ページを御覧ください。インフォームドコンセントに関する人権上の問題点につきましては、「十分な説明を受けた」が5割程度となっている一方で、「不十分であった」、あるいは、「不満を感じた」、「説明を受けたことがない」の割合は、合わ

せて33.9%の割合を示しております。

次に、76ページを御覧ください。犯罪被害者に関する人権上の問題点でございます。「精神的なショックを受けること」及び「報道によるプライバシーの公表」などがそれぞれ40%半ばの割合を示しております。その他、「相談しても期待どおりの結果が得られない」、「周囲のうわさ話」、「経済的負担を受けること」が2割を超える割合を示しております。以上で、個別の人権課題についての設問は終わります。

続きまして、81ページを御覧をいただきたいと思っております。81ページの啓発活動への接触度でございますが、「県や市町の広報誌など」が39%と最も高く、続きまして「新聞」、「テレビ、ラジオスポット」の順となっておりますけれども、「県や市町のホームページ」につきましては、5%以下の低い数字となっております。

次に、86ページを御覧ください。人権に対する取組の条件整備につきましては、「人権教育の充実」が45.8%と最も高く、次いで、「相談支援体制の充実」、「人権に配慮した行政の推進」が3割を超える割合を示しています一方で、職場での人権研修の充実、あるいは、家庭や地域における人権教育への支援・充実などの自主的な取組に関する項目は低い割合となっております。

次に、89ページを御覧ください。今後、指針に盛り込むべき人権課題につきましては、環境問題、それから、ただいま大きな社会問題となっております非正規雇用問題が4割を超える高い割合を示しております。その他、ストーカーや自己決定権に関する問題につきましても、2割を超える割合を示しております。

以上、調査結果の概要について御説明を申し上げました。その他参考資料といたしまして、意識調査の調査票それから別冊の集計表をお示しをいたしております。これらも報告書の内容分析と合わせて御活用いただければというふうに考えております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。9月に実施されました人権に関する県民意識調査の実施結果でございました。どうぞ、皆さま方、この実施結果の報告承りまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願い申し上げます。どうぞ、中島委員さん。

(中島委員)

審議会以前に資料を送っていただいておりますので、ある程度詳しく見らせてもらいましたけれども、今、縷々全体の部分で御説明がありましたので、基本的にはもう数字が出ておるわけですから、私どもがあれこれ言うあれはないんですけども、一つ感想として意見を述べたいというように思っています。

全体の関係で、非常に気になるころがですね、先ほどもちょっと報告の中にありましたように、いわゆるアンケートに回答していただいた県民の中の50歳から59歳が19.6%を占めとるわけですね。60歳から69歳が19.1%、70歳以上が24.8%。これ、60歳以上の占める割合が43.9%になるんですね、今回の調査の50歳以上になると、もう63.5%、そういう意味では、非常に高い数値が現れておると。特に、70歳以上の関係では、4人に1人の割合ですから、今後、この意識調査をいろいろ新しい指針に反映させる意味での基礎資料とするという下りがありましたので、今後、これを見ていく場合に、そういう形の部分を十分に参考にする場合に留意をする

必要があるのではないかと。それと、回答の関係ではですね、無職が4分の1を占めていると。これも、若干ちょっと気になる数字ではなかろうかというように思います。

分野別の関係をあれこれ言ったら、数字がもう出てますので、その部分は、今後、審議会の中でですね、新しい指針を協議していく中で、いろいろ意見を言ったらいいと思うのですが、私は、今日は、全体の関係、若干意見を言わせていただくと。まず、基本的人権に関する認知度の問題であります、これページ6で示しておるわけですが、70歳以上の知らないという、あるいは無回答が130人に、人数としては上ってるわけですね。これも後から、たとえば、人権指針を知っておるかということの関連も含めて、70歳以上が非常に高いんですね。指針の関係を知っておるという部分が19.4%、平均があるわけですが、それより高いんですね。にもかかわらず、基本的人権に関する認知度は、知らないとか無回答の関係が約回答者の130人に上るとい、これもやっぱり注視する必要があるのではないかと。

指針の周知度の問題、これページ11にあたるんだらうと思いますけど、平均が、今言いましたように19.4%が知っておると。高い地域、この広域で見ると、柳井地域が25.6%と、低い方の下関では13.6%という、これ12ポイントの差があると。山口県人権推進指針のいわゆる周知度の関係が、県内のいわゆる広域で分けると、これだけの格差があるというのはどういうことなんだろうかなと。今後、やっぱりそれなりに分析していく必要があるんじゃないかなというように思っています。

それと、人権侵害された経験の有無ということなんですが、人権侵害の経験がわからない、その問うてることがわからないのか、よくわからないんですけど。それこそ、わからないというのが、全地域で2割前後あるんですね。このことは、どういうふうに理解すればいいのかなというように思います。特に、性別、年齢の関係でいくと、20歳から29歳の男性では経験が23.2%、女性で31.5%、これがわからないという回答をしとるんですね。だから、どの設問にも通じることなんですけども、20から29歳と若い層の人権に対する認知度が85.4%と85.2%、いわゆる人権、基本的人権知ってますよというように答えておるんですけども、いわゆる県が出された人権推進指針の周知の関係はですね、7.3%と8.3%。指針を知らない人が90%以上いると。こういう部分については、今後ですね、若い層というか、いわゆる20歳から、資料を見れば40歳ぐらいまでの関係については、今後、県としては、どういうふうに浸透していく方向を出すかということが重要になってくるんじゃないかなというように思っています。

一つ不思議なのは、啓発活動の接触度の問題であります、県なり市町の広報なりパンフレットが、非常に39%ということが高いんですけども、この県なり市町がですね、人権に関わる啓発をする記事を載せる場合にですね、それこそ、平成14年以降、いわゆる県の指針ができた以降、山口県人権推進指針を尊重しながら人権施策をやっていくんだということは、県内一致している。市なり町のところでは、一致した見解だろうと思うんですね。そのところが、近年に出すそういう広報の人権に関わる問題で、いわゆる県の指針の存在を、例えば、中身を引用するとか、もろもろの使い方あるでしょうけども、それを全く出してないかどうかと、よくわからないんですよ。と申しますのは、指針の周知度が19.4%ですから、県なり市町の広報で認知をしたというのが非常に、接触したというのが非常に多いわけですが、それにしても、それにしても、県の指針の周知度と逆に見えるんです、逆さまに。19.4%がどうなのかなと。いわゆる言いたいことは、

県なり市町のところで、人権推進指針で、今、山口県自身がこういう形で進めてますよというようなことを記述をしているのかどうかというのが、よくわからないんですよ。だから、できたら、近年のですね、平成20年でもいいですけども、去年の分だけでもいいですけども、県なり各市町がですね、こういう広報を出された分で人権に関わる部分があれば、今日でなくてもいいですけども、資料として私はいただきたい。どういうふうな部分でこの接触を県民がされたのかよくわからないんですよ。そういう部分では、今後、そういう見方もちょっと要るじゃないかなと。

それと、今後の問題で条件整備、あまり長くなってもいけませんので、条件整備の問題については、わりとどう言いますか、学校における人権教育、あるいは支援体制の充実、行政の推進、啓発活動の推進が基本になって、回答としてはそういうのが多くなって、基本になってますけども、どうも受動的な考えが強いなというように感じるんですね。例えば、家庭の支援の問題、会場や機器の整備、自主的な学習会、そういう自らが主体的に行う能動的なものをあまり選択していないと、非常に低いと。このことについては、今後、中長期的な展望を策定をする必要があるんじゃないかと。それで地道に取り組んでいく必要があるんじゃないかなと。いわゆる依存、啓発を依存する形ではあまり進まないと思うんですね。そういう意味では、そういう条件整備は結構選ぶ数を、だいたい数を上げてますんでね。選択肢が沢山あったにもかかわらず、そういう傾向になっていると。特に、この条件整備について、教職員と公務員のところの回答で、人権に配慮した行政の推進が64.4%、公務員のところで51.7%という回答をされとるわけですけども。私個人的には、望みたいのは、やっぱり企画的なものをですね、そう言われるのであれば、企画的なものをそれぞれの職場で積極的に出して提供していただき、そういうものが反映できるような状況にしていきたいなというように思っています。一応、大まかな全体の部分としてはそういうふうに感じます。

個別については、言えばきりがありませんけどもね。全体の部分では、特に私が非常に気にしておるのは回収率の関係で、冒頭で意見を言わせていただきましたように、63.5%にわたる部分が50歳以上と、だから、今後その部分では、この意識調査を見る場合にですね、十分注視をして見る必要があるんじゃないかなというように思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局の方から今の御感想あるいは意見について何かありますか。

(人権対策室次長)

それぞれ報告書を見ていただいてですね、御意見をいただきたいという場にしておりますので、個々に御回答申し上げる所ではございませんが、中島委員の、一番最初に御意見いただきました年齢の関係でございますけれども、確かに高齢化率が非常に山口県は高いということで、そういった御指摘のような、50歳以上が高い割合になってるということがございましたので、今後、意識調査も継続してやる必要があると思っておりますので、その際には、そのへんを勘案することに留意していかなければいけないなという思いは持っております。以上でございます。

(議長)

他に何かございませんでしょうか。はい。どうぞ。

(人権対策室次長)

先ほど中島委員の方から人権啓発活動の接触度の中で、県・市町の広報誌パンフレットが高い割合になっているということ、指針の周知度との関連を見たときに、指針の周知度は20%を切っておる状況の中で、県・市町の広報誌の記事の内容につきまして確認をさせていただければということがございましたので、これにつきましては少しお時間をいただき、調査をさせていただきたいと思います。

(議長)

その点よろしく申し上げます。それでは、高木委員さん。

(高木委員)

それでは何点かお尋ねをしてみたいし、今後の方向性のことも検討いただきたいと思います。まず、12ページの、今、中島委員からお話しがありましたように、県の人権推進指針の周知度でございますけれど、20歳からずっとありまして、49歳頃までの方が知らないというところが非常に高いんですね。言うなれば、職場で一生懸命働いておられる関係かどうかちょっとわかりませんが、そういう現場で働く人たちが案外知っていないんじゃないかなという点で、その周知について、民間を含めて今後の取扱を検討していく必要があるんじゃないかというふうにこのデータでは見えるんですが、何か御意見がありましたら御願いをしたいと思います。

それから、19ページに今の指針の内容に対する感想について職業別がございます。これちょっと気になったのは漁業者がですね、「わかりやすい」というので33.3%、それから「むつかしくてわかりにくい」というのがやっぱり同じように33.3%、「わかりやすい」と「わかりにくい」というのとで同じような率が出ているのについては、どうなんかなというふうに私もよくわかりにくいんですけど、何か御意見がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

それと、33ページにですね、人権を侵害された際の処理方法ですけど、先ほども事務局の方から説明がございましたが、主に県や市町村の担当部署に相談したというのが、これもやっぱり漁業者の関係者ちょっと見ますと、そういう形、それから自治会の役員や民生委員さんに相談したというのがあったり、警察へはほとんどゼロなんですね。これ弁護士さんに相談したのもゼロになっている。漁業者の方が変則的なデータが出てきているんですけど、それについて何か御感想がありましたらお願いします。

それと51ページですね、障害者の関係でございますけれど、これは、現在の社会情勢をそのまま出しているんじゃないかと思うんですけど、50ページから51ページにずっと出てますが、働ける場所や機会が少ないというのがやはり漁業者が全体的にですね、漁業者のところ非常に変則的な形で出ているという、この障害者の場合もそういう形が出ています。特に、結婚問題とか、就職、職場での不利益の問題とかいろいろ出ているようですけれど、今後、検討していく一つの課題ではないかと思っております。

それから、57ページの同和問題の解決に必要なことということでですね、その他の公務員の「えせ同和行為を排除する」というところで、非常に高い43.1%という飛

び抜けたような数字が出ているのですが、これについて、何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。

プライバシーの72ページですけれど、ここもやはり漁業者の方が、いろいろ例の欄のデータを見ましても、知らない企業や団体からのダイレクトメール、まあ、電話等、それから個人情報に関係、インターネットの関係も見ましても、変則に漁業者のところから出ているのではないかという気がいたしますが、これについても、現代の社会をそのまま反映しているのかなというふうな見方をすればいいのかどうなのかは、考えさせられるところです。

それから、84、85ページで見まして、啓発活動への接触度ですけれど、学生さんが非常に12.1%で、2割に満たないということですが、このへんについての考え方があれば。ただデータですから、それについてどうこうというのは難しいかもしれませんが、今後の啓発関係についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。そういうところです。よろしくお願いします。

(議長)

はい。ありがとうございました。特に就業形態別の反応の偏りといいましょうか、あるいは特異性と言いましょうか、そのようなことについての御質問でございますけれど、何か今、現時点で答えられることがあれば、どうぞ。

(人権対策室次長)

今、報告書を取りまとめるという作業を一生懸命いたしておりまして、十分なお答えになるかわかりませんが、指針の周知度でございます。さきほど中島委員からもありましたし、高木委員さんからもございましたけれども、若い世代が知らないという割合が高いという結果が出ております。従いまして、我々もこれまで一生懸命、平成14年3月に策定をしまして以降、いろんな機会を捉えて、あるいは、関係機関とも連携をしながら周知を図ってきたところでございますけれども、我々の啓発の手法というか、活用する機関、そういったところで多少課題が出てきたのかなという受け止めもいたしております。従いまして、具体的にどういうふうにやっていくかということにつきましては、今後の課題と受け止めておりますが、いずれにいたしましても、現役世代にしっかり、まさにその、職場いろんな地域社会で、非常に人権というものを磨いていかなければいけない世代でございますので、そういったところへの啓発を、今後いかにしていくかということが課題であるなというふうに受け止めております。

それから、19ページの感想のところの、指針の内容についての感想でございますけれども、漁業者が「知っている」、「わかりやすい」、それから「わかりにくい」が同じ率になっているがどうなのかなという御意見でございますけれども、特に、漁業者それから一番最後にも出ました学生につきましてははですね、対象のお方の数が非常に少ないということで、中には、設問の項目によってはですね、数人程度、6人程度の方からの回答をもって数値をここにお示しをしているという状況もございますので、これにつきましては、私ども何とも言えないような状況でございます。

それから、33ページの人権侵害をされた際の対処方法ということで、公的機関が少ない、そういったことを私も御説明いたしましたし、御意見もいただきました。こういったところにつきましては、私どもの方も当然でございますが、そういう公的機関の相

談機関、そういったところの周知という問題もあるのかなというふうに感じております。これにつきましては、人権侵犯を所管していらっしゃる法務局等とも御相談をしながら、どういう形が考えられるのか、検討すべき課題だなというふうに受け止めております。

それから、全てお答え申し上げられませんが、57ページのえせ同和行為について、その他の公務員の割合が非常に高い、43.1%と高くなっておりますことについてどうでしょうかという御意見でございました。これにつきましては、私を感じる、これを見て感じたことは、私どもの方では、特に行政機関に所属する職員がこういうえせ同和行為に加担と言いますか、えせ同和行為を呑み込むような形があっては断じていけないということで、かなり以前から公務員の幹部職員に対しましては、そういうえせ同和行為に対しては、毅然とした態度をとるようということをお願いしております。我々公務員に対してのえせ同和行為が仮にあっても、毅然とした態度で対応しておりますけれども、その一方で、まだまだ民間企業の中には、そういった行為を受入れる現実があるということがあって、高くなっているのではないかなというふうに感想を持っております。十分なお答えではありませんけど、以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございました。いかがでございましょうか。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(石川委員)

まず最初に、この県民の意識調査をされましたこと、また内容のそれぞれの分析について詳細に調査をされましたことについて、心から敬意を表したいと思っております。その中で、まず当たり前のことと言えば当たり前のことですが、基本的人権については、皆さん非常に自覚されておるといえるか、知っておられる。そして、人権教育・啓発の基本となる県の指針についてはあまり知られてない。このことは、今の日本の世相なり県民の世相といえるか、そういうものをそのまま表しているように私は思います。

けれども、県が人権教育を進めていく基本指針すら県民の皆さん知られてないということになると、今まで長い間、何の人権教育をしてきたのであろうかということ強く感じます。今後、県民に人権教育・啓発を進めていく中で、今までの体制でいいのかどうか、各市町村の取組について、県はどのように指導されておられるのか、そのへんが問われる調査結果であるように思いますし、今後の県内における人権教育の一つの方向付けと申しますか、何かを示した調査結果であるように思います。

それぞれ個別のことにつきましては、私もよく見ていないのでわかりませんが、相対的に見て、県の人権教育・啓発の体制が今のままでいいのかどうか、そのへんが問われる調査結果であるように感じました。以上です。

(議長)

ありがとうございました。事務局、何かありますか。

(人権対策室次長)

先程来から皆さま方の、委員の御意見として出ております、指針の周知度でございま

すけれども、これにつきましては、私どもの方も、今回のアンケート結果の集計をした段階で、非常に大きな課題だと受け止めております。今の、石川委員からも御指摘がございましたように、これまでの教育、あるいは啓発の進め方、体制でいいのか、そのへんも含めて、いろいろある設問の中でも非常に大きな課題を突きつけられたというふうに受け止めております。

これにつきましては、今後いろんな角度から皆さま方の御意見も拝聴しながら、しっかりと検討していかなければいけないところではないかなというふうに感じておりますので、これからの指針の改定にあたりまして、また御意見をいただいてまいりたいというふうに思っております。

(議長)

はい。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(岡山委員)

3年前から自立支援法というものが障害者の方で始まりました。それまでは、支援費、そしてその前は措置費ということでやっておりましたけれど、自立支援法の大きな柱として、障害者を一般就労、私的就労から一般就労という、働くというところが大きな柱として出てまいりました。

そういう中で、49ページに、「就職、職場で不利な扱いを受けること」というところで20歳から29歳、36.3%と出ておりますが、私たち、国の事業で障害者の就労を後押しするという障害者就労生活支援センターという事業を受けてやっておりますが、なかなか就職、働く場がない。そして、お願いしてやっと窓口を開いてもらって就職をさせましても、朝8時半から11時まで仕事をして帰ります。そういった中で、そのへんを苦情を申しますと、すぐクビということになりますので、そういう現実があるということをおわかっていただいて、また、今後、人権の何ですか、私たち人権推進審議会としまして、そういったものを含めまして、どうしたらそれがうまく解決できるのか、いい方向になるか、真剣に考えていかなければならないなと思っております。よろしくお願ひします。

(議長)

はい。ありがとうございました。これはもう、指針の改定に向けて、また皆さま方と一緒に検討してまいりましょう。ほかにいかがでございましょうか。特にないようでしたら、よろしゅうございましょうか。この調査についての報告、一応皆さま方から御意見、あるいは、御指摘いただきましたことを、今後また、事務局の方でも検討していただくとともに、私どもの審議会のまた課題としてしかるべく御議論いただきたいと思います。

それでは、人権に関する県民意識調査の報告を一応終了させていただきますが、私の方から1点だけお願い申し上げます。本日、事務局から説明いただきましたこの人権に関する県民意識調査の実施結果につきましては、3月に公表される予定となっておりますので、公表されるまでは、報告書の取扱について十分御留意いただきますようお願い申し上げます。それでは続いて。はい、どうぞ。

(中島委員)

中身じゃないんです。標題でですね、今日、資料で別個に男女共同参画の基本計画をもらってますけれども、この下のようにしてくれませんか。西暦も入れて両方、併用でよろしくをお願いします。

(議 長)

これは装丁の問題ですか。装丁の。

(中島委員)

表紙、表紙の問題です。今回の意識調査の方ですよ。

(人権対策室次長)

大変失礼しました。西暦を表記、併記するようにいたしたいと思います。

(議 長)

そのようによろしくお願いします。それでは続いて、2番目の議題に入らせていただきます。2番目の議題でございますけれども、資料に別途ゴムで閉じている資料があったかと思っておりますけれども、これら山口県におきます人権課題に関する計画等の改定につきまして、関係各課から簡単な説明をいただきたいと思っております。順次、所管課より説明をお願い申し上げます。

(男女共同参画課長)

男女共同参画課でございます。それでは、私どもの方から山口県男女共同参画基本計画、きらめき山口ハーモニープランにつきまして、お手元の概要版の課長の方で御説明をさせていただきます。パンフレット概要版を見開きの形にさせていただきますと、左ページの1番上の方に青い字に白字で山口県男女共同参画基本計画（改訂版）についてという文字が書かれていると思っております。この山口県男女共同参画基本計画、きらめきやまぐちハーモニープラン、これは最初の計画は、平成14年3月に作成をされました。しかし、その後、人口減少社会の到来、市町村合併の進展、国の第2次男女共同参画基本計画の策定、また、関連法令の制定・改正など、男女共同参画を取り巻きます社会経済情勢や環境が大きく変わってまいりました。それらの変化に弾力的に対応するために、平成19年3月に計画を改定いたしました。この中段でございますけれども、計画の性格と役割でございます。本県におきます男女共同参画社会の実現を目指しまして、県民、社会、各種機関、団体、事業者等々連携して取り組む計画でございます。計画の期間でございますが、平成19年度から平成22年度までの4年間となっております。

計画の構成でございます。大変恐れ入りますが、一番後ろのページ、茶色のページをちょっと見ていただけたらというふうに思います。これは、計画の体系図が書かれておりますけれども、緑のところの基本目標というのが書かれてございます。7つの基本目標の下に、13の重点項目を設定しております。その13の重点項目ごとに具体的な施策及び計画の指標というものを設定しております。

恐れ入りますが、また元の見開きページをお願いいたします。右ページの方を御覧ください。計画についての特記事項でございます。本計画は知事部局、県教育委員会、県

警本部の関係課41課でまとめ上げております。まず、2点目でございますけれども、重点項目の達成に向けた対応方策でございます。これは、計画期間中の4年間実施する具体的施策でございますけれども、その充実強化を図りました。具体的施策は、131項目設定いたしております。次に、3点目、目標指標の充実でございます。施策、計画のこの進捗度合を測定するために、13の重点項目全てと計画の推進に64指標77項目を設定しました。さらに5点ですが、最重点事項の選定でございます。審議会の意見等を踏まえ、計画期間中、特に重点的に取り組むべき「5つの事項」と「関連する11の指標」を含めまして選定しました。

パンフレットをお開きください。この「5つの重点事項」について、少し詳しくお話させていただきます。最重点事項の1は、県民意識の醸成に向けた取組の充実・強化であります。男女共同参画社会の形成を図っていくためには、県民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深めることが不可欠であり、対象に応じたきめ細やかでわかりやすい普及啓発活動に取り組んでいます。

最重点事項の2は、子どものころからの教育の充実であります。子どものころからの教育は、意識の形成を含め、将来にわたり大きな影響を及ぼし、重要であることから、学校教育・家庭教育の内容の充実に、指導に当たる者の資質の向上を含めて、取り組んでいます。

重点事項の3は、男女間における暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けて関係制度の周知等の啓発活動をさらに強化するとともに、相談・保護・自立支援など被害者の支援に向けて取り組んでおります。

最重点事項の4は、ポジティブ・アクションの促進とその支援です。意欲のある女性の社会参画に向けた機会の提供を進め、その能力を発揮するため、県の取組の充実・強化を図るとともに、市町、事業所等の自立的なポジティブ・アクションの促進とその支援に取り組んでいます。

最重点事項の5は、仕事と家庭・地域生活の両立に向けた取組の強化です。男女が安心して子どもを産み育て、家族としての、また、地域の一員としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要であり、仕事と家庭・地域生活の両立支援に向けて取り組んでいます。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。続いて、健康増進課、お願いします。

(健康増進課長)

口頭でかいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。それではまず最初に、健康やまぐち21計画の改定計画についてということでクリーム色の冊子でございます。この計画につきましては、基本的な方針につきましては、16ページ、17ページの方に詳細が出ております。健康やまぐち21計画につきましては、本県の健康づくりを進めていくための指針といたしまして、平成12年に作成した計画でございます。

今回、お手元の方にお配りしております改定計画、これにつきましては、昨年度末作成したものでございますが、今年度から生活習慣病の予防対策を一層推進していくため、これまでの計画の増補版として作成したものでございます。がん、心疾患、脳卒中など

の生活習慣病、これにつきましては、不適切な食生活や運動不足、また喫煙などにより起こる病気でございます。現在、死亡原因の約6割を占めるに至っております。がんの対策につきましては、別途、がん対策推進計画の方で御説明をさせていただきますが、がんを除く生活習慣病対策に焦点を当てたその計画がこの改定計画になります。お手元の改定計画におきましては、こうした生活習慣病対策を推進していくにあたっての基本的な方針として、16ページ、17ページの方にも書いてございますけど、まず第1として予防の重視、次に健康づくり支援のための環境整備の推進、メタボリックシンドロームの考え方の導入、健康づくり県民運動の展開、関係者の連携推進、この5つの方針を軸として掲げております。メタボリックシンドロームという言葉、皆さんよく耳にされているかと思えますけれども、これにつきましては、20ページの方を御高覧いただければと存じます。この改定計画の方に、まずメタボリックシンドロームというのはどういうものなのかというものをコラム的にトピックとして御説明しております。メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満、これに加えて高血糖、高血圧、脂質異常、いわゆる脂肪でございます。これの内、2つ以上を併せ持った状態を指しております。高血糖、高血圧などの症状は、同じ原因、具体的には、内臓脂肪による肥満により引き起こされる代謝異常によることが明かとなっております。こうした状態を放置しておきますと、後々脳卒中ですとか、心筋梗塞など、生命に関わる病気に発展するリスクが高まるところでございます。こうしたことから、適度な運動と適切な食生活、喫煙による不健康な生活習慣を改善して、内臓脂肪を減らし、生活習慣病を予防するという取組が重要ということになっております。また、今年度から特定検診、保健指導、いわゆるメタボ検診と言われておりますけれども、こうしたものが医療保険者主体でスタートしております。この検診につきましては、40才から74才の人が対象となっております。これらの年齢の方々には、加入されておられる健康保険組合から検診のお知らせなどが届いていると思えます。また、検診の結果から、生活習慣の改善が必要な方には、6か月間の保健指導、これが行われることになっております。健康づくりは、豊かな人生を送るための手段の一つと言えます。そのためには、御自身による健康づくりの取組、これが基本となることは言うまでもございませんが、生活習慣病の予防のため、まずはメタボ検診を受診していただいて、御自身の健康状態を知っていただくというのが重要でございますので、積極的な受診をお願いしたいと思っております。こうした内容を盛り込んだ改定計画でございますけれども、これにつきましては、個別具体的に目標値を掲げておきまして、その一覧表57ページを御覧ください。もともとの健康やまち21計画の本体計画の方には200近い目標項目がございますけれども、この生活習慣病に限った目標項目として20項目について現状値と目標値というのを掲げておるところでございます。御参考までに御高覧いただければと思っております。以上で改定計画の方の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、山口県がん対策推進計画、これについて御説明をさせていただきたいと思えます。お手元の緑と青の葉っぱの書いてあるこの冊子でございます。こちらの方を見ていただければと思えます。これにつきましては、とにかくがんにつきまして早く見つけ、早く治し、苦しまないためというサブタイトルを掲げさせていただきます。検討して、もう進めているところでございます。具体的ながん対策の推進施策についての基本的な方針ですとか重点的に取り組むべき課題につきましては、冊子の10ページ、11ページの方に具体的に載っております。

それでは、これにつきましても、ちょっと概要がないので、口頭で御説明させていただきます。この計画につきましても、趣旨といたしまして、本県の今後のがん対策、これをより積極的に推進していくための基本的な指針でございます。また、これにつきましては、がん対策基本法というものが一昨年できておりますけれども、これに規定する都道府県がん対策推進計画としての位置づけ、法に基づいた位置づけということになりまして、計画期間は、今年度より平成24年度までの5年間とさせていただいております。

概要でございますけれども、これにつきましては、がん患者さんを含めた県民の視点に立ったがん対策の実施を基本的な方針として設定しております。また、目標としまして、全体目標を掲げておりまして、これにこの達成に向けて重点的に取り組むべき課題というのを定め、さらに分野別施策を総合的かつ計画的に実施することとしております。全体目標といたしましては、まず、2項目掲げております。一つは、がんによる死亡者の減少ということで、75才未満の年齢調整死亡率を20%減少しようというものでございます。それから、もう2点目がすべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上といったものを掲げております。こうした全体目標を推し進めていくにあたっての重点的に取り組むべき課題というのがまさに11ページに書いてあるところでございまして、放射線治療法及び科学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、日本で非常に弱いとされているところでございまして、これはオールジャパンで、まあ、もちろん県としても進めていきたいと思っております。また、緩和ケアというのが、従来は末期に行われる治療の一つというふうな認識が多かったと思っておりますけれども、近年、この考え方が変わってきております。治療の最初のうちから積極的に緩和ケアを推進していこうという動きがございますので、これを推進していくということ。また、がんの今、死亡につきましては、県内ですとね、約4000人から5000人の方が毎年がんで亡くなっておる状況でございます。男性の3人に1人、女性の3人に1人は必ずがんにかかるとも言われておりますが、実際、がんによる罹患がどのくらいいるのか、今まさにがんにかかっている方がどのくらいいて、いわゆる、どういう治療をしているのか、どういう予後なのかというデータというのは、がん登録というものをしっかり推進していかないとわからないということになっておりまして、がん登録の推進というのをやっていくと。4番目、5番目、がんの早期発見ですとか、いわゆるがん医療に関する相談支援、情報提供、これにつきましては、山口県が特に力を入れてということで、独自に加えさせていただいた項目でございます。

11ページ以降につきましては、分野別施策ということで、個別の細かい施策に移っていきますので、これについては、かいつまんで御説明いたしますと、がん対策を推進するにあたって、がん医療など7分野における具体的な施策を記載しております。個別目標は29項目を設定しております。それから、これも県の独自の取組として設けたんですけれども、臓器別の対策という章を設けております。これにつきましては、58ページ以降、臓器別対策といたしまして、とにかくその、死亡原因のがんの部位別で死亡の上位を占めております、肺がんですとか胃がん、また肝臓がん、それから特に男性の青壮年期なんかで罹患の多い大腸がんですとか、また、女性の関係では乳房ですとか子宮、これに関するがん、この6臓器に絞りますと部位別の目標値というのを個別に定めております。これは、県独自の取組でございます。

こうしたがん対策計画というのを昨年度末に策定したところでございますけれども、

この計画の下に、私どもの県といたしまして、がんの予防早期発見事業としまして、女性のがん対策として、たとえば10月に山口県ピンクリボン月間というものをこの度立ち上げまして、これを進めていっているところでございます。また、大腸がん検診、これにつきましては、休日に医療機関でこういった大腸がん検診を受けられるところに対して支援を行ってあったり、特に肝炎、肝がんについては、無料で肝炎検査を行ったり、インターフェロン等直接的な治療を受ける場合には、治療補助などを行っているところでございます。これらにつきましても、個別具体的な目標値というのを掲げておりまして、御参考までに80ページ、81ページ、こちらの方に全体目標、分野別の目標、現状値等を整理してございますので後ほど御高覧いただければというふうに思っております。以上でがん対策推進計画の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、山口県自殺総合対策計画というものの御説明をさせていただきたいというふうに思っています。ちょっと薄いグリーンと青をたしたようなのにオレンジで山口県自殺総合対策計画とある冊子を御高覧ください。これにつきましても、非常に名前がハードなイメージがございましたので、県民の皆さまに手にとりいただきやすいようにサブタイトルというのをつけさせていただきました。これがまさに「一人ひとりができること、気付きと絆」とこういったサブタイトルをつけさせていただきました。

この対策計画につきまして、いわゆる基本的な考え方ですとか、重点の施策としての考え方につきましては、5ページ、6ページの方にまとめてございますので、後ほど御高覧いただければというふうに思っております。この自殺の状況でございますけれども、平成10年以降ですね、今から約10年前ころから突然ぐっと全国的にも自殺者の数が増えてきて、その後、ずっと減りもしないというような横ばいで推移しているというところでございまして、今現在、毎年、全国で約3万人の方が自殺により亡くなっている現状でございます。ここ山口におきましても、約400名弱の方々、資料2ページの一番下のグラフに書いてあるんですけども、400名弱の方々がお亡くなりになっているというかたちで推移しているところでございます。このような中で、平成18年度に自殺対策基本法というのが公布・施行されました。また、平成19年6月には、この法律に係る自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱というのが策定されたところでございます。こうした流れがございまして、我が県におきましても、今後の自殺対策、これを総合的に推進する必要があるということで、昨年度末、この計画を策定したところでございます。

本県の計画は、基本的には、国の大綱に沿っているものでございますが、大綱の重点施策が9項目の46施策と非常に多岐にわたりますことから、全て取り組むのは難しいということで、まずは正しい知識の普及、人材の養成、アフターケアによる予防、いわゆる後追いのようなものをいかにして防ぐのか、自死遺族対策というのをいかに丁寧に行っていくのか。こういったところに重点を置かせていただくという、この3つの柱を中心に対策を効果的に推進するということにさせていただいております。

では、正しい知識の普及というのはいかにかたちで行うのかということでございますけれども、こちらに例として書いてございますが、シンポジウムを開催したり、ホームページを開設する等により、県民の皆さまの理解を促進するための普及啓発を行っているところでございます。また、こうした自殺に対する予防対策としては、それに携わる人材の養成というのも重要なところでございます。こうした心の健康問題の相談機能を向上させるために、各種相談窓口の相談員さんですとか保健師さんに対する研修を行っ

ております。また、こうした相談を受けた者がですね、他の相談機関などに適切につながるといふ連携体制づくりにも取り組んでいるところでございます。最後にアフターケアによる予防でございますけども、これは、いわゆる生きることがつらいと思っている方ですとか、自死遺族の心理的な援助への取組を目的にやっているものでございます。特に、山口県におきましては、こうしたいわゆる生きることがつらいですとか、自死遺族の方々の悩み相談ということで、命の情報ダイヤル絆というものを設けまして、昨年の9月6日から設置して週に2回取り組んでいるところでございますので、御了知いただければというふうに思っております。

それから、この自殺対策につきましては、非常に数値目標というのが定めにくい状況にございまして、個別具体的な数値目標というのは特に定めてないのですが、一つだけ定めておるものとしましてはですね、いわゆる1ページに書いてございまして、平成28年度までに、平成17年度の自殺死亡率を20%以上減少させるということを目的にして行っております。

最後に、17ページまでが個別具体的な施策が書いてあるんですけども、その次のページにA3の紙で、それぞれの事前予防としてどんな施策を行うべきなのか、早期発見、早期対応としてどういう取組を行うか、事後対応として何をやるべきなのか、というのをまとめた表がついております。これにつきまして、例えば世代別にどこに重点を置いて働きかけるべきか、いわゆる学校、家庭、職場、地域ではどのような形で重点を置いて進めていくべきかというのをまとめた表がついておりますので、後ほど御高覧いただければと思っております。以上、健康増進課からの説明を終わらせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。続いて障害者支援課、お願いします。

(障害者支援課長)

私からは、山口県工賃倍増計画というホッチキスで留めた資料がございまして、これに基づきまして御説明を申し上げたいと思います。まず、3ページを御覧ください。この工賃倍増計画の工賃というのは、障害者が働く授産施設や小規模な作業所など福祉施設における工賃を指しております。3ページの方に対象事業所の推移というところで表を掲げておりますけれども、こういう福祉施設は、年を追って増えてまいります。

19年時点で51事業所、利用定員が1,749人というふうになってございます。ここでは、3ページの下段にありますように、手芸工品などの自主製品の製造販売や、企業あるいは行政機関からの受託事業をやって工賃を得ているというふうになっております。

少し飛びますけども、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。私どもとしましては、こういうところの利用者が得る工賃をできるだけ引き上げを行って、障害のある人が地域で自立して暮らせるように、ということで取組を進めております。平成23年度を、この計画の目標年度にしておりますけども、その時点で現行の工賃、18年度が県平均で1万2千3百円、これ月額でございます。月額1万2千3百円を2倍以上の2万6千円まで引き上げたいというふうに考えております。なかなか困難な目標、相当高い目標を掲げておりますけども、施設事業所、あるいは、地域の方々と一緒になって、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

9 ページに具体的な取組方向、3 つ柱を立てております。1 つは事業所の体制づくり。これは、個々の事業所で目標を定めながら、意識的な取組を進めていただきたいというふうに思っております。そのための意識改革ですとか人材の養成などに取り組んでまいります。2 つ目の柱が受注販売力の強化。どうしても、自主製品であれば販売先をどう確保するか、あるいは、受託事業であれば受注をどう確保するか、というのが大きな課題になっております。このために、施設事業所の授産活動のピーアールですとか、企業、あるいは、官公庁からの受注を促進していく、そういう取組を行っていくということにしております。3 つ目がそういう施設の取組を行政、あるいは、地域の団体、企業と一緒に支援をする、そういう体制を整備・充実させていきたいというふうに考えております。10 ページ以降、個別にそれぞれ柱ごとに具体的に何をやるかというのをそれぞれ書いておりますけども、ここは、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

最後に、24 ページを御覧いただきますと、県としてもこの23年度版の計画をつくりまして、この期間に集中的な取組を進めていきたいというふうに思っておりますけども、最後に決め手になるのは、各施設事業所で、工賃、それぞれの実態を踏まえて、事業所としての工賃引き上げ計画を作ってもら。作って、それに従って、目的意識的な取組を進めていただくということが大事になろうかというふうに思っております。そういうことを今から23年度までの間に一生懸命やっていきたいというふうに考えております。私から以上でございます。

(議長)

どうもありがとうございました。以上、参考配布資料の説明いただきましたけれども、皆さん方から何か御質問等があったらお願い申し上げます。よろしゅうございましょうか。それでは、はい、中島委員どうぞ。

(中島委員)

いろいろ計画の説明をしていただきましたけれども、それぞれの部分でですね、この冊子そのものをどういうふうな、配布先等を含めて県としてはどういうふうにこれを県民の方に示しているのかというのをちょっとお聞きしたい。

(健康増進課長)

すみません。健康増進課でございます。これは基本的には市町ですとか、私どもの方では、市町の行政機関の方と連携しながらやっているところがございますので、そういったところを中心に、お配りさせていただいております。

あとは、各種この関係する会議、例えば、健康やまぐちの計画ですと、地域職域連携推進会議というのがございますので、そういった委員さんの方にお配りして、必要に応じて増刷分を送ったりというような対応をしております。がん対策や自殺総合対策につきましても関係する会議がございますので、その場を通じて、委員の皆さまからご周知いただいているというような形になっております。

また、健康増進課の方に来ていただければ、当然、資料として差し上げているというふうなところでございます。こうした計画につきましては、パブリックコメント等も行って作成しております。

(中島委員)

よくわからない。市と町といわゆる行政間だけでしょう。ただ、どれもですね。男女共同参画の基本計画にしても、自殺の問題にしても、冒頭で知事が県民に呼びかけておられるわけですよ。いわゆる聞きたいのは、県民にどういう形でつながっているのかということなんですよ。これは指針だって一緒ですよ、指針だって、要望があればきちんと渡しますよということになっていますから。行政間のために作っているわけじゃないでしょう。だから、私が聞きたいのは、どこまで県民に浸透する部分があるのか。パブリックコメントなんかだめですよ。皆できるわけではないじゃないですか。インターネットを含めて皆できますか県民が。そりゃだめですよ。

できたら、今日この5種類の分は、部数含めてそれぞれのところから教えてくれませんか。

(議長)

それでは簡単に、そこら部数を含めてどうぞ。

(健康増進課長)

我が課の分につきまして、どのくらいの部数で詳細どこまで配ったのかといった、そういう情報を取りまとめて御報告します。

(人権対策室次長)

それでは、各課御説明させていただいた資料でございますが、ちょっと詳しい資料が手元に配布先とか部数とか数字を持っていないと思われますので、それにつきましては、私どもの方で調整した上で、またお知らせしたいということで御理解いただけませんか。

(中島委員)

そのぐらいのこと、説明できないとだめじゃないですか。県民にもわからないとだめじゃないですか。今日、議題として出しているのに、担当のところ部数もわからない。審議会で資料を出したら、なぜきちんと説明できないんですか。

(議長)

中島委員、御指摘ごもっともだと思いますが、ただ、現状対応できない、準備がないようにも見受けられますので、これちょっと宿題というかたちで大変恐縮ですが。

(中島委員)

私が言いたいのはですね、今日の審議事項の一つでもあるわけじゃないですか。資料が入っているわけじゃないですか。

(議長)

はい。ですからそれは今、事務局の方でちょっと不備があったというか、今、出ないんでしょう。

(人権対策室長)

大変申し訳ありません。私、そのあたりの調整が十分にできておりませんでした。確かに、それは正直な話そこまで私は各課に指示をしておりません。そういうことで、今つぶさに県民に対する周知の方法であるとか、配布部数であるとか、その辺りについては、各課も今日持ってきてません。正直な話です。それで、その件に関しましては、全て終わりましたして調査をし、まとめまして、全委員さんに送付をさせていただきますので、そういう対応で御了解をいただきたいと思います。大変申し訳ありません。

(議 長)

ということでございますので、よろしいですか。

(中島委員)

今後ですね、当審議会で審議をする場合ですね、きちんと資料があるのであれば、きちんと揃えてもらってやらないと。この指針を策定する経過の中で、前協議会の時に、この中心の関係はデザイン21ですよ。そのデザイン21を当時の協議会に資料として全く出せなかったと。出さなかったと。肝心要のベースになるやつを出さないで、これを作ったって意味ないんですよ。そういうことにもつながるんで、議題に出す部分であれば、資料は十分きちんと担当のところは用意をしていただく方が審議会がスムーズに行くんじゃないかとそういうふうに思います。よろしくをお願いします。

(議 長)

わかりました。私の指揮の不備もでございます。ここで私からもお詫びを申し上げ、今後、審議案件については、事務方としっかりと調整した上で、審議案件等を出してまいります。大変恐縮です。委員の皆さま方、ということで御了解いただけますでしょうか。

(草田委員)

先ほど岡山委員さんの方からも御指摘があったと思うんですが、取組の事例がたくさん載っていますけど、今現実にはですね、総合支援学校の先生方が私どもの企業やなんかです、自身体験の就労支援をしてほしいとかいろいろなお願いをされたりですね、先生方がいろいろな御苦勞されている事例もできれば載せていただきたいと思います。去年までは、総合支援学校の先生の取組はあったんですが、それほど普及していなかったように思いますけど、今年からは、いろいろな支援学校の先生方が現実に足を運んで、各企業とか各NPO法人とか、大変熱心に活動されていらっしゃるんで、それも事例の一つとして載せていただいたら幸せですが、どうでしょうか。県民の方への紹介。

(議 長)

障害者支援課、どうぞ。

(障害者支援課長)

大変ありがとうございました。この計画が既に20年3月に作成しておりますので、直接この計画に載せるということにちょっとなりませんが、今後、こういう計画をつくる時には、言われましたように教育現場の話ですとか、さまざまな事例をよく収集

して、できる限り多くの紹介ができるように努めてまいりたいと思います。

(議 長)

他にございませんでしょうか。

(高木委員)

ちょっと、わからないのですが。健康やまぐち21計画の改訂版の中の、先ほど説明がありましたメタボリックシンドロームの関係ですけれども、全国的な数字については、約5700万人というようなことが書いてあります。これ、どこのページにあるかわかりませんが、県内では、どのような数字になっているのかちょっと教えてもらいたいということが一つと、それと、自殺総合対策計画の中の、ちょっとわかりにくいんですけども、15ページに自殺未遂者の再度の自殺防止というのが掲載されていますけれど、これについては、どのような事例があるのかですね、わかれば教えていただきたいと思います。

(議 長)

わかる限りで手短かに。

(健康増進課長)

健康増進課でございます。今、委員から御指摘のありました点でございますけれども、確かに全国推計値につきまして20ページに書いてあるとおりでございます。ただ、厳密な定義に合わせたものというのが実はまだ山口県の方ではないのでございますけれども、まあ、推定値、推定数ということで参考で付けておりますのが27ページ、28ページでございます。現在の現状値、指標の定義というものが出ておりますけれども、現状値に基づく推定値といたしましては、男性で約4万人、女性で約2万人というのがいわゆる該当者数の推計でございます。また、予備軍につきまして、これは28ページでございますけれども、これにぴったり該当するというのは、ウエストの周囲に加えて27ページにございますように中性脂肪と高脂血症、脂質異常症と血圧と、あと血糖の3つのうち2つが該当する者というのがいわゆる該当者、強く疑われる者というものに該当するんですけども、その予備軍というものについては、28ページについてでございます。腹囲に加えて、この3つのうち1つが該当する者ということで、現在、男性では約8万人、女性では約4万人の方が該当するのではないかとこのように推定しております。それがまず第一点でございます。

それから、自殺総合対策計画の15ページでございますけれども、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐということはどういうことかということなんですけれども、結構自殺の未遂をされる方というのは繰り返しこういったことをやられるという話もございますので、一度そういう方で、例えば病院なり医院なりを受診した方については、きちっとそのカウンセリングとかそういったものをして、再度、またそういった自殺未遂のようなことを繰り返さないようにということの取組を進めていきたいという次第でございます。以上でございます。

(議 長)

よろしゅうございますか。他いかがでございますでしょうか。若干時間が押してきておりますので、参考資料の説明等については一応議了とし、少し宿題を残しましたけれども、以上で、説明あるいは審議を終わらせていただきたいと思います。

それでは、その他に移りますけれども、前回の審議会において、中島委員から、人権推進指針の分野別施策に掲げる罪や非行を犯した人の項目に関連し、保護司の名簿公開の必要性に関する御意見がございまして、このことが宿題になっておりましたので、これについて、その後の事務局の検討、あるいは、対応状況について報告をお願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは、私の方から、その後の対応状況等について御説明をさせていただきます。昨年の審議会での御意見を踏まえまして、昨年中に山口保護観察所を訪問いたしました。これに関しまして、観察所の御意見を伺いましたので、その内容について、ここで御報告を申し上げます。御意見のありました名簿の公開につきましての保護観察所の見解といたしましては、以前は、県内でも一時期、保護司名簿のようなものを地域によっては作成したことがあるということでございましたけれども、従前から、全国的に統一した扱いとしては、原則的には公開をしていないということでありましたので、御理解をいただきたいということでございました。

その際に、名簿を公開することによる問題点といたしまして、少しお話しをいただきましたのは、保護観察をしていた者が暴力団に入ったと、その後、暴力団から逃れた折に、暴力団から保護司に逃亡した者の行方を詰問され、危害を加えられる等、身の危険にさらされる事案が発生をしているということでございます。名簿を公開することで、保護司をこうした危険な目に遭わせることはできないということでございました。また、観察所には、犯罪捜査に関連して、それぞれの警察署から担当の保護司の名前を教えてくださいという照会があるようでございます。これに関しても保護観察所としては、一切教えないという取扱をしているということでございました。このように、保護司の身を守るという観点からも、繰り返しになりますが、全国的に統一した扱いとして、名簿は公開をしていないということでございました。

ちなみに、保護司の職務につきましても、御説明を受けたわけですがけれども、保護観察者や服役を終えて出所した方、その方が、地域社会の中で生活を営んで行く上での調整的な仕事が主体であるということでございまして、一人の保護観察をするのに、一人の保護司で精一杯が現状である、ということで、一般の相談を受けることは困難な状況にもあるということでございました。

従いまして、身近な地域で相談をするような事案ということがあれば、直接、保護観察所の方に相談事例を寄せていただきたいと思います。寄せていただければ、保護観察所の方で、該当の地域の保護司と調整した上で、担当の保護司を決めて相談を受けるという形をとっているということでございました。

名簿公開に関する観察所の見解は、以上のとおりでございますけれども、訪問した際、私どもの方からは指針をお渡しした上で、指針の中に罪や非行を犯した人という人権課題もお示しをしております。今後、指針の改定作業というものが出てまいりますことから、いろいろと御意見を伺うこともありますという協力を依頼して、その内容については、御理解をいただけたことを付け加えさせていただきますので、説明を終わらせていた

だきます。

(議 長)

はい、ありがとうございました。以上の報告につきまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

(中島委員)

そういう形になるとですね、指針のいわゆる21ページ、罪や非行を犯した人のところの下のくだりの解釈は非常に難しくなってくる。いわゆる県民的には、罪や非行を犯した人への偏見をなくし、社会復帰に向けて、関係機関等と連携・協力して啓発活動の推進に努めますということになると、ある程度制限されるわけじゃないですか。一般的にできないのであれば、公表されないわけですから。いわゆる罪や非行を犯した人の保護司の関係でいけば、保護観察に関わることが精一杯だということであれば、この指針に記述されている21ページの下の方の2行については、今後、当審議会でも十分検討していく必要があると。そうじゃないと、現実には、これはできない部分を書いているということになってしまうのです。今後の十分協議をする課題であろうというように私は思いますよ。

ただ、この前の審議会でも言いましたように、いわゆる公開的なものを原則として云々というのが、国も含めて行政なんかよく言うわけですけども、情報公開の関係も含めてよく言うんだけれども、どうなんでしょうかね。こういう関係というのはなかなか難しいんでしょうかね。ちょっと残念ですね。私は、個人的には非常に残念な思いをしていますよ。何かの折りに名刺をいただいた時には、沢山の肩書きが入っておってですね、その中に保護司の部分も入っている時があるんですよ。そういう時はどんどんどんどん出されてですね、いざ県民に、今、山口県下で保護司さんの名前、この地域はこういう保護司さんがおられますよという形が県民に見えないというのは、国の方針でしょうけども、非常に残念なことであります。

(議 長)

御指摘のとおりだと思います。一応、保護観察所の方針のようでございますので、基本的には、今御指摘いただいたようなことを今後の指針の改定等の中にどのように表現していくか等の審議をまたお願いしていきたいと思います。それでは、今の報告につきましては終わらせていただいて、一応準備された議題、報告は、以上でございます。

最後に、事務局の方から連絡事項等があればお願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは、私の方から次回の審議会の開催について、若干御連絡したいと思います。御案内のとおり、14年3月に策定いたしました指針につきましては、終期が22年度末までとなっております。次回以降のこの審議会につきましてはですね、平成23年度以降の新しい指針の策定に向けた御審議を中心をお願いしたいと考えております。

事務局におきましても、今回お示しをいたしました意識調査の結果につきましては、十分に検証をいたしますとともに、各委員の皆様方の御意見、御提言を拝聴しながら、指針の改定作業を進めていきたいと思っておりますので、引き続き、御支援のほどをよ

ろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、次回につきましては、年度が変わりまして、5月頃の予定を考えておりますけれども、若干流動的な部分もございますが、また期日が近づきましたら、改めて各委員の皆様方の日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、次回の会議につきましては、時期が近づきましたら皆様方に日程の調整が入ると思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたしますが、途中、中島委員から御指摘があったように議事の進行等について私自身の指揮、あるいは事務局との連携の中に不手際があったことを改めてお詫び申し上げ、以降、このようなことのないよう、また十分準備して皆様方に審議題等をお示ししていきたいと思っております。どうぞ、また今後ともよろしくお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

(事務局)

それでは、以上をもちまして第6回目の会議を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。